

# 債権届出期間及び債権調査期日の通知書

事件番号 平成23年(フ)第12270号(平成23年8月26日申立)

破産者 株式会社SFコーポレーション(旧商号:三和ファイナンス株式会社)

破産手続開始日時 平成23年8月26日午後5時

1 上記の破産事件について、次のとおり債権届出期間及び債権調査期日を定めましたので通知します。

(1) 破産債権届出期間

平成27年12月11日まで

(2) 破産債権届出書の提出先

〒105-8799 芝郵便局留  
(受取人)〒105-0003 東京都港区西新橋三丁目23番5号  
株式会社SFコーポレーション破産管財人執務室

(3) 財産状況報告集会・債権調査期日の日時及び場所

平成28年3月23日午後1時30分

債権者集会場1 (家簡地裁合同庁舎5階)

※集会への参加は任意です。

2 当裁判所は、本破産事件について、破産手続開始当初、破産者の財産で債権者に対する配当ができない可能性が高いと考え、破産債権の届出期間と破産債権の調査をするための期日を当面定めないこととし(破産法31条2項)、その旨通知しました。

その後、破産管財人において、破産財団の調査を進めたところ、今般、配当の可能性が生じたので、改めて、破産債権届出期間等について通知させていただきます。

なお、破産債権届出書を提出される場合は、別紙「御連絡」を参照してください。

3 破産債権の届出・手続の進行については破産管財人執務室までお願いします。

株式会社SFコーポレーション破産管財人執務室

電話：03-5776-2150

受付時間：10時～16時(土日祝日を除く)